

検討会議における論点(案)

支援対象者の要件(個人要件) <学業成績等の要件>

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- (採用時) 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、**高校等** (大学進学後の申し込みの場合は大学) が、レポートの提出や面談等により**本人の学修意欲や進学目的等を確認**する
- (採用後) 大学等への進学後は、その学修状況について**厳しい要件**を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る

	学業成績の基準
廃止 (支援打ち切り) ※1	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること (「停止」の場合を除く) ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
停止 ※1	2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみであること ※次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援再開 (令和5年10月より実施)
警告 ※1	次の1～3のいずれかに該当するとき (上の「廃止」の区分に該当するものを除く。) 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること ※2 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

※1

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

※2

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

※このほか、国籍や高卒後の年数等の要件あり

(国籍については日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること)

適格認定（学業）の状況について

（単位：人）

区分	R4年度末	R3年度末	R2年度末
継続	211,062 (81.6%)	199,313 (81.2%)	161,674 (83.0%)
警告	29,567 (11.4%)	27,150 (11.1%)	27,045 (13.9%)
習得単位数6割以下	566 (0.2%)	497 (0.2%)	436 (0.2%)
GPA下位1/4	27,830 (10.8%)	25,858 (10.5%)	26,105 (13.4%)
出席率8割以下等	4,428 (1.7%)	3,532 (1.4%)	2,989 (1.5%)
廃止	17,584 (6.8%)	17,581 (7.2%)	4,933 (2.5%)
修業年限超過	3,972 (1.5%)	3,488 (1.4%)	1,966 (1.0%)
習得単位数5割以下	2,576 (1.0%)	2,366 (1.0%)	1,620 (0.8%)
出席率5割以下等	1,819 (0.7%)	1,512 (0.6%)	935 (0.5%)
連続警告	10,643 (4.1%)	11,470 (4.7%)	1,101 (0.6%)
廃止（要返還） （修得単位数が1割以下等学業成績が著しく不良の場合）	431 (0.2%)	341 (0.1%)	358 (0.2%)
計	258,641 (100.0%)	244,385 (100.0%)	194,010 (100.0%)

※給付終了予定者は母数から除いている。

※警告・廃止の内訳は複数該当あり。

論点(案)

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

(令和5年12月22日「こども未来戦略」抜粋)

- 「高等教育の修学支援新制度」は、低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成することを目的としていることから、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行うこととしている。
- 本制度の施行から4年が経過し、これまでの実績や成果等を踏まえつつ、本制度の趣旨や目的を達成する手段として、現在の学業要件等について見直すべき点はあるか。
- また、令和6年度から中間層への支援拡充、令和7年度から多子世帯の無償化により、支給対象学生数が拡大することにより、学業要件等について変更するべき点はあるか。

1. 現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

2. 現在の支援対象者の要件(大学等進学後の学修状況等に関する要件(以下、「学業要件」という。))として、「廃止」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。

次の1～4のいずれかに該当するとき

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(「停止」の場合を除く)

※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。

3. また、「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。

次の1～3のいずれかに該当するとき

1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

4. その他、学業要件において、やむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

今後のスケジュール(案)

第1回 令和6年3月14日(木)

- 高等教育の修学支援新制度の現状について

第2回 4月中旬(予定)

- 学業成績等の要件について

第3回 5月(予定)

- 学業成績等の要件について
- (必要に応じて)関係者からのヒアリング

第4回 6月(予定)

- とりまとめ(予定)